

## 第7章 計画の推進にあたって



# 1 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、市、社会福祉協議会だけでは出来ません。本計画の主役は住民であり、地域の課題解決にあたっては、自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合っ  
て課題解決を図る「互助」が最も重要であり、市、社会福祉協議会の役割はそれを支え、住民と  
ともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所等、身近なところから、地域、まち全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるこ  
とで、誰もが安心して暮らせるまちをつくることができます。

本市の地域福祉を推進するための実施主体は、住民、自治会、民生委員・児童委員、各種団体、  
事業者、学校、市、社会福祉協議会等を包含した南城市に関わるすべての人であり、互いに連携  
し、一緒に取り組む体制を構築します。

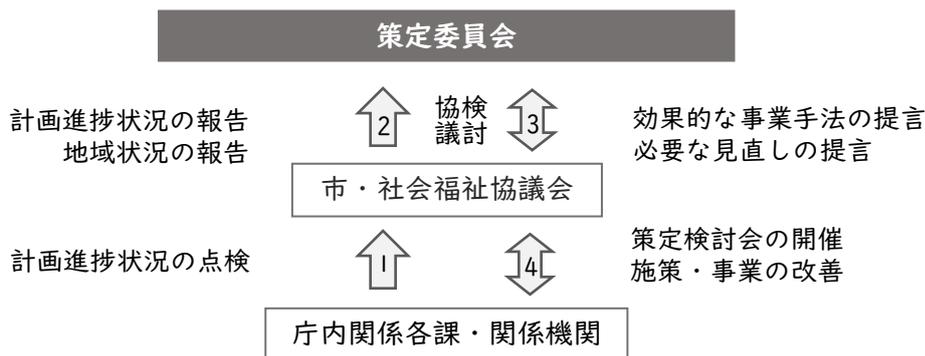


「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

# 2 計画の進捗管理・評価

本計画の着実な実施のためには、各施策の実施状況の点検など進捗管理が重要となります。

庁内関係各課及び社会福祉協議会の連携のもと、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行う  
とともに、策定委員会において、点検結果を報告し、その助言等を踏まえ、施策・事業を改善し取り  
組みを進めていきます。



計画期間中、毎年度進捗状況の点検、事業の見直しをすることで、より  
現状に沿った地域共生社会の実現に近づくよう改善を進めます。

# 3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。

本計画の周知にあたっては、広報誌やホームページ、公式 SNS、社協だより等を通じて、本計画  
の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えます。



## 參考資料



# I 南城市地域福祉計画策定委員会規則

---

○南城市地域福祉計画策定委員会規則

平成21年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) 計画の総合的な評価に関すること。
- (4) その他特に必要とする事項

(平22規則5・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平22規則5・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条の審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(個人情報保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で知り得た障害者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平25規則31・令6規則12・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第31号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 南城市地域福祉計画策定委員会名簿

		機関・団体名	役職	委員氏名
1	委員長	沖縄大学	教授	島村 聡
2	副委員長	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	玉城 恒夫
3	委員	沖縄県南部福祉事務所	班長	富永 政人
4	委員	南城市社会福祉協議会	副会長	本田 ヒトミ
5	委員	南城市母子寡婦福祉会		山岸 静蘭
6	委員	南城市身体障がい者福祉協会	会長	屋比久 一男
7	委員	南城市女性会	副会長	仲村 由利子
8	委員	南城市区長会	副会長	町田 宗清
9	委員	なんじょう市民活動センター	センター長	秋本 康治
10	委員	南城市商工会	事務局長	前川 義統
11	委員	公募委員		島袋 元和
12	委員	公募委員		上原 有希
13	委員	公募委員		熊田 紫香
14	委員	公募委員		片岡 真也

### 3 南城市地域福祉計画策定の経過

開催日	内容
第1回 令和6年8月28日	第1回 南城市地域福祉計画 策定委員会 計画策定の概要 市民意識調査、関係団体調査の検討
令和6年9月10日～ 9月30日	地域福祉についての市民意識調査実施
令和6年9月10日～ 10月7日	関係団体調査実施 自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係団体
第2回 令和6年11月22日	第2回 南城市地域福祉計画 策定委員会 市民意識調査集計結果 関係団体調査集計結果 第4次南城市地域福祉計画(案)について ・現状・課題の整理 ・計画の方向性
第3回 令和7年1月23日	第3回 南城市地域福祉計画 策定委員会 第4次南城市地域福祉計画(案)について ・市全体における取組、地域別重点取組 ・成年後見制度利用促進基本計画 ・再犯防止計画 ・計画の推進
令和7年1月29日～ 2月7日	パブリックコメント実施
第4回 令和7年2月17日	第4回 南城市地域福祉計画 策定委員会 第4次南城市地域福祉計画(案)について パブリックコメントの結果



## 第4次いきいき南城しあわせプラン

南 城 市 地 域 福 祉 計 画  
南 城 市 地 域 福 祉 活 動 計 画  
南 城 市 成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 基 本 計 画  
南 城 市 再 犯 防 止 計 画

---

令和7年3月 発行

【編集・発行】

南城市役所 社会福祉課  
〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地  
TEL : (098)917-5334 / FAX : (098)917-5427

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会  
〒901-1412 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地  
TEL : (098)917-5692 / FAX : (098)917-5694



